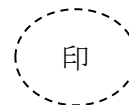




平成 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫 御中

住所
商号又は氏名
代表者名



雇用計画書

当社（私）は、地方（注1）で、常時使用する若者（35歳未満）の従業員（注2）の数を新たに1名（従業員21名以上の企業の場合は3名）以上雇用することに相違ありません。

（注1）仙台市、地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区、名古屋市、大阪市および福岡市以外の地域をいいます。

（注2）従業員とは、常時使用する従業員（3ヵ月以上の期間を定めて継続雇用されている方）をいいます。ただし、次に掲げる方を除きます。

- 1 法人企業の役員
- 2 個人企業の事業主及び家族従業員
- 3 新聞販売業、ビル清掃業等のアルバイトや短時間勤務者
- 4 水産加工業、土建業等にみられる季節工事期間に限り雇用される労務者

（平成28年2月）